

第 484 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 6 年 8 月 21 日（水） 9:30～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

平野賃金室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また残暑厳しい中、第 484 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、使用者側代表の竹中委員が御欠席、同じく使用者側代表の松野委員が到着されておられません。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定されております定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、本日 5 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、議事に入る前に 8 月 20 日現在の全国の地域別最低賃金改定状況について説明いたします。</p> <p>44 都道府県において答申済みとなっております。引上げ額は 50 円～59 円でありまして、目安額と同額の 50 円引上げは 20 道府県、51 円引上げは岐阜県を含め 6 県、52 円引上げは 2 県、53 円引上げは 1 県、54 円引上げは 3 県、55 円引上げは 6 県、56 円引上げは 3 県、57 円引上げは 1 県、58 円引上げは 1 県、59 円引上げは 1 県と、答申された 44 都道府県の半数以上となる 24 県が目安額を上回る引上げとなっております。</p> <p>次にランク別で見ますと、A ランクにおいては、6 都府県全てで目安額 50 円の引上げとなっております。B ランクにおいては、28 道府県のうち岐阜県を含め 13 県が目安額を上回る引上げとなっております。C ランクにおいては、答申された全ての県において目安額を上回る 54 円～57 円の引上げとなっております。</p>
--------	--

	<p>また、東海北陸地方の7県において目安額を上回る引上げは、福井県+3円、石川県+1円、岐阜県+1円の3県となっております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>それでは、ここからは、会長に進行をお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>皆様、改めましておはようございます。ただ今より第484回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「岐阜県最低賃金の改正決定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の対応について」です。</p> <p>異議の申出状況について、事務局から報告してください。</p>
安藤室長補佐	<p>では、報告します。</p> <p>8月5日の審議会において、岐阜県最低賃金の改正決定について答申をいただき、同日「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」に係る公示を行いましたところ、岐阜県労働組合総連合並びに生協労連コープぎふ労働組合から、それぞれ、異議申出書が提出されましたので読み上げます。岐阜県労働組合総連合は資料No.1（1ページ）、生協労連コープぎふ労働組合は資料No.2（5ページ）を御覧ください。</p> <p>（異議申出書を朗読）</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局からの説明のとおり、8月5日付けの当審議会における答申について異議申出がございましたので、その対応について千葉労働局長から諮問を受けることといたします。</p>
<p>（高橋会長、千葉労働局長、会場中央へ移動）</p>	

千葉労働局長	(諮問文を朗読し、高橋会長に諮問文を手渡す) よろしく願いいたします。
(高橋会長、千葉労働局長、席へ戻る)	
事務局	(諮問文の写しを配布)
高橋会長	それでは、今回の異議申出につきまして、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。 まず、労働者側委員からいかがでしょうか。
栗本委員	今回の異議申出の内容につきましては、真摯に受け止めております。しかしながら、今回の答申の結果につきましては、専門部会並びに審議会でも真摯に検討した結果だと思っております。今回、異議申出がありましたけれども、再審は必要ないと思っております。
高橋会長	ありがとうございました。 使用者側委員いかがでしょうか。
川本委員	異議申出書の内容につきましては、真摯に受け止めさせていただきますが、審議会においては、真摯に議論を尽くし検討させていただいた結果でありますので、再審の必要はないと考えます。
高橋会長	ただ今、労使双方から御意見をお伺いしたところでございますが、先の答申を変更すべきとの御意見はございませんでした。 したがって、「8月5日付け答申のとおり」ということにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
高橋会長	ありがとうございます。 異議が無いということですので、「8月5日付け答申の

	とおりに。」といたします。 事務局で答申案を準備してください。
事務局	(答申案を準備し配布)
高橋会長	それでは、答申案の読み上げをお願いいたします。
安藤室長補佐	(答申案を朗読)
高橋会長	ありがとうございます。 ただ今読み上げていただきました案のとおり答申する ということで、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
高橋会長	異議がないということでございますので、答申案のと おりと決定いたします。 事務局で答申文の用意をお願いします。
安藤室長補佐	(会長に答申文を手渡す)
(高橋会長、千葉労働局長、会場中央へ移動)	
高橋会長	それでは、答申いたします。 (千葉労働局長に答申文を手渡す)
千葉労働局長	ありがとうございます。
(高橋会長、千葉労働局長、席へ戻る)	
千葉労働局長	ただ今、答申をいただきましたので、一言御礼を申し上げ ます。 各委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御審議を 賜りまして、誠にありがとうございました。

	<p>直ちに改正決定の手続きに入りまして、周知徹底、履行確保、これらに万全を期したいと考えております。</p> <p>ありがとうございました。</p>
高橋会長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事を続けます。</p> <p>議題2「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望（建議）（案）」についてです。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>8月5日に開催されました第483回岐阜県最低賃金審議会において、最低賃金額の改正に伴い、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望を審議会として提言していくべきとの意見があり、最低賃金法第21条の規定に基づき、岐阜地方最低賃金審議会から岐阜労働局長への「建議」を行う方向で進めるとの決議がなされましたので、事務局で素案を作成し本審議会前に各側委員の皆様事前に説明をさせていただいた上で提案した次第です。</p> <p>資料No.3（9ページ）「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望（建議）（案）」を御覧ください。</p> <p>要望事項の4項目につきましては、資料No.4（13ページ）7月25日付けの「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）（中央最低賃金審議会）」記4から記7までの4項目の要望と同一としています。</p> <p>それでは、読み上げいたします。</p> <p>（朗読）</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望について（建議）（案）」に関して、御意見を頂</p>

	<p>戴したいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員からいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>この件につきましては、労側としても同様に思っておりますので異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
大脇委員	<p>昨年につきまして、こうした形により事務局で取りまとめていただきましたことに、まずもって感謝申し上げます。</p> <p>建議事項につきましては、賃上げに向けた労使共通の課題であると認識しております。特に県内の厳しい状況にあります中小・小規模事業者の賃上げ実現に向けまして審議会として、こうした形で提言を出来たということは審議会として一定の責任を果たせたものではないかと感じております。</p> <p>来年度以降も労使が賃上げ実現に向けた課題解決のために提言を審議会としても精査していくことが必要であると考えております。</p> <p>以上になります。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>公益側としても意見を申し上げさせていただきたいと思います。</p> <p>今回、専門部会、それから当審議会の場で、両委員の皆様積極的に、建設的な御意見をさせていただきまして、結論を出すことができたわけではありますが、その中で使側の委員の皆様からは、このような支援策の充実の必要性につきまして大変強い御要望があったと理解をしているところでございます。</p> <p>また、労側の委員の皆様からも、このような支援策の積極的な活用の必要性につきましての御発言があったと理解しているところでございます。</p>

	<p>そのような御意見を踏まえ、また、先程の御意見をいただきまして公益の立場といたしましても、今回の建議につきましても、是非、積極的に進めさせていただきたいと思っているところでございます。</p> <p>それでは、公労使三者の合意が得られましたので、建議書（案）により、建議を行うことについて、決定させていただいてよろしいでしょうか。</p>
各側委員	異議なし。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、案文のとおり建議することといたします。事務局で建議文の用意をお願いいたします。</p>
（高橋会長、千葉労働局長、会場中央へ移動）	
安藤室長補佐	（会長に建議文を手渡す）
高橋会長	<p>建議いたします。</p> <p>（労働局長に建議文を手渡す）</p>
千葉労働局長	受け取りました。ありがとうございます。
（高橋会長、千葉労働局長、席に戻る）	
千葉労働局長	ただ今建議を受け取らせていただきました。要望事項につきましても、政府に伝えてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。
高橋会長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議題3「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）」でございます。</p>

	事務局から説明をお願いいたします。
平野賃金室長	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>特定最低賃金の改正決定の必要性に係る結審については、全会一致の議決とされておりますが、先の8月5日に開催されました第483回審議会において、労働者側は電機、自動車、航空機の3業種全てが必要性ありとの御意見でしたが、使用者側は自動車については必要性あり、電機並びに航空機については必要性なしとの御意見でしたので、自動車は全会一致となりましたが、電機並びに航空機は全会一致となりませんでした。</p> <p>労働者側から、全会一致とならなかった電機並びに航空機については、審議が尽くされていないとして継続審議を求める意見が出され、使用者側がこれに賛成されたので、本日改めて審議することとなりました。</p> <p>また、継続審議に伴い関係労使の意見聴取については、関係労使から提出された意見書に加え、労使双方から推薦していただきました電機並びに航空機の関係者を参考人として選定し、意見陳述をしていただくことについても決定しており、後程、参考人の方に意見陳述していただくことになっております。</p> <p>次に配布資料について説明させていただきます。</p> <p>まずは、電機に関する資料として、</p> <p>労働者側からは、資料No.5（17ページ）「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定に関する意見書（マクセルフロンティア労働組合）</p> <p>使用者側からは、資料No.6（19ページ）「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定に関する意見書（株式会社ソーワテクニカ）</p> <p>次に自動車に関する資料として、</p>

	<p>労働者側からは、資料No.7 (21 ページ)「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正決定に関する意見書 (カヤバ労働組合)</p> <p>使用者側からは、資料No.8 (23 ページ)「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正決定に関する意見書 (岐阜車体工業株式会社)</p> <p>次に航空機に関する資料については、8月5日の第483回審議会において、労使双方から提出された意見書を資料としましたが、再度本日の資料としております。</p> <p>労働者側からは、資料No.9 (25 ページ)「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正決定に関する意見書 (ケージーエム労働組合)</p> <p>使用者側からは、資料No.10 (27 ページ)「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正決定に関する意見書 (川崎岐阜協同組合)、意見書には資料が添付されております。説明は以上となります。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、特定最低賃金改正決定の必要性の有無につきまして意見聴取を行います。</p> <p>まず、「自動車」ですが、前回8月5日の審議会におきまして、労使双方から必要性ありとの御意見を頂戴しているところでございますが、改めて御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側からいかがでしょうか。</p>
奥村委員	<p>引き続き自動車の最賃について、前向きに審議を進めさせていければと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
大脇委員	<p>改正決定の必要ありと判断しております。</p>

高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、自動車につきましては、労使双方から改正決定について、必要性があるとの御意見を頂戴いたしましたので、全会一致となったと理解いたしまして、「改正決定の必要性あり」という答申をさせていただきます。</p>
高橋会長	<p>それでは、次に「電機」について意見聴取を行います。</p> <p>前回8月5日の審議会において、労働者側委員からは、改正決定の必要性あり、使用者側委員からは、改正決定の必要性なしとの御意見を頂戴しているところでございますが、改めて御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員からいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>今回、岐阜県の最低賃金が950円から1,001円になりました。現在の電機の965円の金額からの引上げにつきましては慎重な審議が必要となりますが、これまで築いてきました労使関係を尊重していただくとともに、県内の電機産業の魅力ある適正な金額に向けての金額改正の必要性を望みます。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて使用者側委員からいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>前回8月5日で回答させていただきましたとおり、電機の改正決定の必要性は「なし」としたいと思います。</p> <p>理由につきましては、8月5日に申し上げましたが、端的に申し上げますと、1つ目が電機業界の取り巻く環境の厳しさ、2つ目が地方最賃の引上げにより、埋没が3回目となっているということ、そして、3つ目が私を含めた昨年の電機の使用者側委員3名が慎重に議論した結果であるということで、今回改正決定の必要性は「なし」ということで申し上げたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>ただ今、労使双方から御意見を頂戴したところでございますが、労働者側委員からは、改正決定の必要性あり、使</p>

	<p>用者側委員からは、改正決定の必要性なしとの御意見でございました。前回と同様に全会一致とはなっていないということでございます。</p> <p>それぞれの御主張に対しまして、御意見、御質問がありましたらお伺いしたいと思えます。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	特にございません。
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	ございません。
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、関係労使参考人による意見陳述をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>電機につきましては、労働者側委員から御推薦がありました、三菱電機労働組合中津川支部、支部委員長の志津修司様を、使用者側委員から御推薦がありました中菱テクニカ株式会社代表取締役南角昌克様を参考人として選定し、本日お越しいただいております。</p> <p>以上となります。</p>
高橋会長	それでは、事務局は準備をお願いいたします。
事務局	(参考人陳述席の設置)
高橋会長	それでは、事務局の方で労働者側の参考人の三菱電機労働組合中津川支部、支部委員長の志津修司様の御案内をお願いいたします。
事務局	(参考人を陳述席へ案内)

高橋会長	<p>それでは、参考人の方は、氏名、所属を名乗られてから10分以内で御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
参考人	<p>三菱電機労働組合、志津修司と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正に関する意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず今年の春季賃金引上げ状況について、お話をさせていただきます。</p> <p>電機産業においては、デジタルトランスフォーメーションの推進やカーボンニュートラルの達成を目指し、国家レベルの政策推進や半導体並びに蓄電池などへの支援を追い風に、世界情勢の不透明さから来る下振れリスクを回避し、経済の好循環に向けた流れを事業成長につなげるための経営施策が求められております。</p> <p>今次春闘も昨年に引き続き、急激な物価上昇による生活への影響が顕著となる中、組合員の賃金水準引上げに対する大きな期待と経済の好循環に向けた労使の社会的役割と責任がこれまで以上に求められる状況下での交渉となりました。</p> <p>電機連合では、経済を好循環へと転換させていく社会的責任や実質賃金の改善、組合員の大きな期待を踏まえ、要求の趣旨に沿った賃金水準改善で応える必要があることを経営側に粘り強く訴え、各組合の精力的かつ最後まで粘り強い交渉と緊密な相互連携により、回答引き出し基準である10,000円以上、更に多くの組合で13,000円の回答を引き出すことができました。各組合企業の事業環境や業績が異なる中、丁寧かつ真摯な労使交渉を積み重ねた結果であると考えます。これについては、組合員の期待に応え、電機産業労使の社会的役割を果たし得る回答と考えております。</p>

	<p>次に岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する意見を述べさせていただきます。</p> <p>岐阜県の電機産業が今後も成長し続けるためには、働くすべての労働者が安心して、やりがい、働きがいを持って仕事に従事でき、また、優秀な人材を継続的に確保していくことが大切であります。</p> <p>電機連合では、昨年7,000円の賃金水準改善がなされましたが、アンケート調査では「収入は増えたが生活は苦しくなった」という回答が多く、まだまだ賃金水準改善が必要と考えます。</p> <p>また、産業別最賃は未組織労働者を含む電機産業に働く労働者の賃金を底支えする役割を果たすだけでなく、事業の公正競争を確保し、雇用の安定と産業の発展に大きく寄与するものであると考えます。</p> <p>岐阜県における電機産業の特定最低賃金については、同じ県内の自動車や航空機との比較、また、近隣県の電機産業との比較でも低く、さらに最近では地域別最低賃金との比較でも近接している状況であり、労働者の不安払拭や電機産業の魅力を高め人材を確保する観点からも改善が必要と考えます。</p> <p>これらを踏まえ、計画的かつ継続的に他産業、近隣県や地域別最低賃金とのバランスも見据えた賃金の引上げが不可欠であると考えます。</p> <p>以上のことから、改めて電機産業の現状と今後について、労使で論議、共有する場を設け、更なる電機産業発展につなげるためにも、賢明な判断をいただくことを要望いたします。</p> <p>以上となります。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の御意見につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いしたいと思います。</p>

	労側の委員の皆様いかがでしょうか。
労側委員	(発言なし)
高橋会長	使側の委員の皆様いかがでしょうか。
澤村委員	御意見、真摯に承りました。質問はございません。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他に何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、志津様から御意見を頂戴する時間は、ここまでとさせていただきます。</p> <p>事務局は御案内をお願いします。</p>
事務局	(参考人の退席を案内)
高橋会長	それでは、事務局は使用者側の参考人、中菱テクニカ株式会社代表取締役南角昌克様の御案内をお願いいたします。
事務局	(参考人を陳述席へ案内)
高橋会長	<p>それでは、参考人の方は、氏名、所属を名乗られてから10分以内で御意見をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
参考人	<p>私、中菱テクニカの代表取締役をしております南角と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>私共の会社は、換気送風機の生産の請負及びそれらに使用します部品の自動生産のための専用機械の設計、製造販売をしている会社でございます。そういった状況を踏まえまして換気送風機を含めた電機業界の景気動向を御説明</p>

させていただきます。

特に建築になりますけれども、工事現場での人手不足、人工費の高騰、建築資材の価格の高止まりというところを受けながら、国内需要というのは依然厳しい状況が継続しているというところがございます。

また、輸出につきましても中国経済がまだ十分に戻りきらないということと、欧州と北米のあたりの景気が悪化ということも受けて、想定よりも儲けていない状況というのが、大きな業界の景気動向と考えております。

そういった中で、企業運営の費用というところでは、昨年と変わらず素材価格の高止まりというところもありまして、購入部品が値上がりしている。加えて、2024年問題ということでよく言われております輸送費の増加、あと光熱費の値上がり等々によりまして、企業運営に係る費用の増加というところが続いているという状況でございます。

そういう状況でございますので、当然価格転嫁というところになると思いますが、価格転嫁については、昨年よりもかなり進んできているのは事実だと思っております。

しかしながら、先程お話ししましたような費用の増加がそれ以上に影響して、経営も厳しい状況が続いているというのが、今の状況かなと考えております。

そういった中で、特定最低賃金の必要性というところを考えますと、岐阜県の最低賃金については、昨年同様これまでになく上げたというところがあります。ここ3年連続して、前年のいわゆる電機の特定最低賃金を上回る数値となってきたという状況と思われまして、昨年の県の最低賃金の上昇を受けて、特定最低賃金もこれまでになく上げた幅を実施してきたということになります。今年も電機における特定最低賃金を最低賃金と同額よりも高くするためには、昨年同様の大きな上げ幅になるということになります。

	<p>したがって、あえて特定最低賃金とする必要も薄くなってきているのかなど。県最低賃金の運営でも可能であると考えております。</p> <p>また、県最低賃金の扱いにしましても、昨年からの賃金アップという幅では、かなり高水準であるということも考える中で、今のところ特に特定最低賃金の必要性はないかなど考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の御意見につきまして、委員の皆様から御質問等、頂戴したいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員の方がいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>先程労側の参考人が述べましたように繰り返しになりますが、更なる電機産業の発展につなげるためにも電機産業の魅力ある適正な金額に向けて懸命な判断いただくことを要求したいと思います。</p>
高橋会長	<p>特に御質問というより御意見でしょうか。ありがとうございました。その他の委員の方がいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、南角様からの御意見を頂戴する時間は、ここまでとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>事務局は御案内をお願いします。</p>
事務局	<p>(参考人の退席を案内)</p>
高橋会長	<p>それでは、これを持ちまして参考人意見陳述を終了させていただきます。</p> <p>電機の意見聴取につきましては、労使双方から提出されました意見書に加えまして、今参考人の方による意見陳述を行っていただいたところでございますが、労使双方の委員の皆様から改正決定の必要性の有無についての最終的な御意見を頂戴したいと思います。</p>

	労働者側委員の方がいかがでしょうか。
栗本委員	先程の発言と同様になってしまいますけれども、賢明な判断をいただくことを要望いたします。
高橋会長	ありがとうございました。 使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	今回、提出されました意見書、また、本日の陳述の御意見を踏まえまして、今回の電機産業の改正決定の必要性はなしとさせていただきます。 以上です。
高橋会長	ありがとうございました。 ただ今、労使双方から改正決定の必要性に関する最終意見を頂戴したところでございますが、労働者側委員からは、改正決定の必要性あり、使用者側委員からは、改正決定の必要性なしという御意見でございまして、残念ながら全会一致には至りませんでした。 したがって、電機につきましては、改正の必要性なしと、そのような結論にさせていただきたいと思っております。
澤村委員	1点発言させていただいてもよろしいでしょうか。 1つは志津様からの陳述にございました中で最後のところで労使で論議、共有する場を設けることが必要であるというお訴えにも関わりますので一言述べさせていただきます。 今回電機産業の特定最賃の改正決定は、使用者側としては必要性なしという思い、判断をさせていただきました。これは電機産業の方とも十分議論、検討した結果であります。 そこで申し上げたいのは、改正決定の必要性の有無を審議する時間や方法でございまして、今までのスケジュール、審議方法は申出から答申までの時間が短く、いわば改

	<p>正決定の必要性ありきで組まれている感がございます。地方最賃が近年急速に上がり、特定最賃が埋没するということが頻繁に出てきたことで状況は大きく変わりました。</p> <p>来年度以降に向けての話になりますが、改正決定の必要性の有無については、労使が意見を述べ合い議論する場を設けることを検討していくことが必要ではないかと。こちらは、電機産業の意見としてということではあります但し申し上げたいと思います。</p> <p>電機産業は、今回改正決定が行われませんので、例年行われていました3回の専門部会も行われません。そういった事情もございまして意見を交わす場がございませんので、そういった事情を踏まえて申し上げた次第です。</p> <p>それにつきましては、近隣県では様々なやり方があるとお聞きしております。事務局の方には他県の情報ややり方を可能な範囲で収集していただければありがたいと思いますので最後申し添えたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次年度以降の改正決定の必要性の有無に関する議論の方法につきまして、御意見を頂戴したところでございますが、その点につきましては、急で申し訳ありませんが、労側のほうから何か御意見があればと思います。</p>
栗本委員	<p>ただ今の金額改正の結果を受けまして、残念ではありますけれども重く受け止めております。金額改正につきましては、それぞれの関係労使が産業の現状と今後の発展についてしっかりと話し合うことが重要になります。そのためには十分な審議時間を確保できるように要望したいと思います。よろしく願いいたします。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そういたしましたら、次年度の審議方法につきましては、一度事務局の方で御検討をお願いしたいと思います但し、よろしいでしょうか。是非そのようにお願いしたいと思います</p>

	<p>思います。</p> <p>それでは、続きまして「航空機」について意見聴取を行いたいと思います。</p> <p>前回8月5日の審議会におきまして、労働者側については改正決定の必要性あり、使用者側につきましては改正決定の必要性なしとの御意見を頂戴しておりますが、改めて御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員からいかがでしょうか。</p>
村上委員	<p>労側の思い考えについては、前回述べさせていただいたとおりでございますので、改めてということにはなりますが、航空機産業の現状と今後について、労使で議論、共有する場を設けていただいて、航空産業の持続的な発展に繋げるためにも、ぜひ賢明な判断をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に使用者側委員からいかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>この後、参考人の皆様の意見聴取があると思いますけれども、その後に最終判断をさせていただきたいと思っております。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、労使双方から御意見をお伺いしましたが、労働者側につきましては、改正決定の必要性あり、使用者側につきましては、後程回答したいと、そのような御意見を頂戴いたしまして、現段階では前回と同様に全会一致とはなっていないということでございます。</p> <p>それぞれの御主張に対しまして、御意見、御質問等がありましたらお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員からいかがでしょうか。</p>
村上委員	<p>特にありません。</p>

高橋会長	使用者側委員いかがでしょうか。
川本委員	ありません。
高橋会長	<p>それでは、続きまして、関係労使参考人による意見陳述を行いたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>航空機につきましては、労働者側委員から御推薦がありましたケージーエム労働組合執行委員長の赤尾智行様、使用者側委員から御推薦がありました川崎岐阜協同組合顧問の水野伸幸様並びに株式会社加藤製作所代表取締役の加藤隆司様を参考人として選定し、本日お越しいただいております。</p> <p>なお、ケージーエム労働組合執行委員長の赤尾智行様からは意見陳述に併せて、資料No.11（35 ページ）「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する意見陳述」が提出されていますので、御参照いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上となります。</p>
高橋会長	それでは、事務局は労働者側参考人のケージーエム労働組合執行委員長の赤尾智行様の御案内をお願いいたします。
事務局	（参考人を陳述席へ案内）
高橋会長	それでは、参考人の方は、氏名、所属を名乗られてから10分以内で御意見をお願いしたいと思います。
参考人	<p>ケージーエム労働組合で執行委員長をしています赤尾智行と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、令和6年度航空機同附属品製造業特定最低賃金改正の必要性の有無について意見陳述します。</p> <p>日本航空宇宙工業会によると、日本の2023年度航空機</p>

生産額は1兆6,868億円となり、2022年度の1兆4,087億円から2,781億円増加し、この2月に航空旅客需要がコロナ前の水準に回復し、今後、年3%強の成長軌道が見込まれる等、事業環境はさらに好転しています。

弊社においても、抜本的な防御力強化に向けた国内調達予算の増加により大幅な需要増となる見通しであり、民需部門においても旺盛な需要を背景に売り上げの拡大傾向が続く見通しである。

一方で人材不足は深刻な問題となっており、弊社では今年度新入社員において、県内での採用がままならず近隣まで募集範囲を拡大しており、人材不足問題は待ったなしの状況である。

足下、資源・エネルギー価格の高騰などで厳しい企業もあるが、今後、生産年齢人口が減少していく中で、私達航空機産業の発展のためには、優秀な人材の確保が必須である。

そのためにも産業としての魅力を高めていかなければならず、産別最賃は必要不可欠である。そのための価格転嫁などの取引適正化に向けた取り組みは、政府、事業者団体、企業の中で積極的に推進され、価格転嫁と最低賃金の引上げは同意並行して取り組むべきであると考えます。

産別最賃の引上げがなされなければ、産業としての魅力が薄れ、人材確保に支障を来すことになる。結果として、人員構成の歪みが生じ、技能、技術の伝承に支障を来すことになる。「ものづくり産業」においては、技術、技能を確実に伝承していくことが重要であり、適切な産別最賃が必要である。

航空機産業は、先進技術と高度な素材部品を集約し、システムとして統合する高付加価値の技術先導産業であり、高度な専門性や高い熟練度を必要とします。

加えて、産別最賃は未組織労働者を含む航空機産業に働く労働者の賃金を底支えする役割を果たすだけでなく、事

	<p>業の公正競争を確保し、中長期的に雇用安定と産業の発展に大きく寄与するものである。</p> <p>文部科学省「2024年度3月高等学校卒業者の就職状況」をみると、高校卒業者の県外就職率は、4.7%～41.8%と地域差が大きく、県外就職率が相対的に高い県は、東北や九州、沖縄に加え、東京都、愛知県、大阪府と近接する県となっており、岐阜県は25%で全国的にも高い水準となっています。</p> <p>岐阜県においては、岐阜県経済・雇用再生戦略（令和5年度から令和9年度）において、「成長産業の活力強化に向けた支援」として、競争力強化・維持、販路拡大等に向けた支援を掲げており、岐阜県経済において将来にわたり成長が見込まれる航空宇宙産業と位置付けています。</p> <p>以上のことから、改めて航空機産業の現状と今後について労使で議論、共有する場を設け、航空機産業の持続的な発展につなげるためにも、賢明な判断をいただくことを要望します。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の御意見につきまして、委員の皆様から御質問等を頂戴したいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
村上委員	<p>質問は特にございません。</p>
高橋会長	<p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>その他何か御意見、御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>そういったしましたら、赤尾様から御意見を頂戴する時間は以上とさせていただきます。ありがとうございました。</p>

	事務局は御案内をお願いいたします
事務局	(参考人の退席を案内)
高橋会長	それでは、事務局は使用者側参考人の川崎岐阜協同組合顧問の水野伸幸様の御案内をお願いいたします。
事務局	(参考人を陳述席へ案内)
高橋会長	それでは、参考人の方は、氏名、所属を名乗られてから10分以内で御意見ををお願いいたします
参考人	<p>川崎岐阜協同組合の顧問をしております水野伸幸と申します。まず川崎岐阜協同組合について、今航空機と申し上げましたが、どんな企業か資料をつけておりますので少し見ていただけたらと思います。</p> <p>まず、全会員数が21組員、そして総労働者数が2,712名、単純に割りますと平均で130人くらいの企業ですけれども、ページめくっていただきまして31ページのここにうちの組員のメンバー表がございます。上から並んでおりますけれども、100人を超える企業が11社、100人に満たない企業が10社ということで、21社ございます。それぞれ優秀な企業群ではございますけれども、大企業と比べたらほんの零細企業というような環境でございます。</p> <p>それからどのくらい売り上げがあるかと申し上げますと次のページっていただきますと、航空機、非常にコロナの影響を受けまして大幅な売上減を記録しました。</p> <p>川崎岐阜協同組合は、昭和26年に設立して74年目に入っております。その歴史の中で、このグラフの下の濃い方が航空機の売り上げでございます。これ昭和42年からスタートしてございまして常に右肩上がりです上昇してき</p>

ましたけれども、ピークの平成 27、8 年ごろに比べますとコロナの最盛期、令和 3 年あたりでは 50%を割り込むというような環境でございました。ようやく今、令和 5 年度になって、何とか 130 億円程度ということで、今回復しておりますけれども、この回復基調は柔らかでございます。

その下のグラフは、川崎岐阜協同組合が取り扱った金額になりますけれども、下は総売上で見たらどうなっているかっていうのが、その下のグラフでございます。全体平均でいきますと、一番上の色の部分が、航空機以外から受注している売上になります。つまりこの表から見ていただきますと航空機をやっているといっても、それぞれの企業差はありますけれども 60%くらいが航空機でして、他の 40%は航空機以外の仕事をしているというのが企業の実態になります。

その次の 33 ページになりますけれども、直近の売り上げはどのくらい戻ってきているか、これは 1 年単位ですと非常に荒いものですから、6 か月単位としております。令和 6 年度 3 か月分ですとようやくある程度戻ってまいりまして、多分この上半期には昨年から比べたら 10%くらいは上昇して戻っていくであろうということですが、ピークに比べれば、まだまだ先の話だというのが実態として、まずお話しさせていただきます。

この業界の実態でございますけれども、価格転嫁というところが、この航空機関係のミソでございます。価格転嫁は満足できる状態にはとてございませぬ。

特に、防衛産業関係の予算の取り決め方からしまして、防衛産業では、まだ程遠いものが。

それから民事関係の米国の航空機企業につきましても、これはもう前から価格設定、金額が決められているものでして、要求したら、それで上がっていくという体質のものではございません。あくまでも、これは、親会社の国内の航空機企業が受注しているものです。そこからの発注価格

が変わらない限り、外注というか、二重構造の中で中々難しい環境にあるということを申し上げます。

それから人材不足、先程から色々お話が出ておりますけれども、人材確保、人材育成、人材の定着、特にこの定着っていうものに対しても、確かに労働条件の改善っていうのは必要なところでございます。無理矢理に一生懸命努力しているわけですがけれども、報道されているような賃金の引上げ、あるいは夏のボーナスとは、まだ程遠い状態にございます。

今回の改正に関する意見としまして、前年度の審議においては、岐阜県としては最高の引上げになりました、これが1,031円になりました。この1,031円という金額は、岐阜県の自動車部門を26円も上回る金額であるとともに、愛知県の輸送機部門の最低賃金、これは、愛知県の大手自動車メーカーを含む金額ですがけれども、それよりも3円高いということ、言ってみれば岐阜県の航空機の最低賃金というのは、非常に比較すれば高い数値になっているというところで矛盾を感じているというところになります。

意見書には、我々組合員21社の意見を書かせていただきました。

27ページの下の方でございましてけれども、「航空機部門だけが高額妥協になった理由が理解できない」、「なぜ航空機部門が特別に指定されているのか」、「なぜ業績好調な自動車部門以上に上げなければならないのか」、それから次の29ページになりますけれども、「この状態なら特定最賃自体を廃止し地賃を基準とすればよい」というような話もございまして。それから、自社の航空機部門の売上高は10%、先程も申し上げました平均で60ですがけれども、10%っていう企業もございまして。これを「全員に適用するのか」ということ、それから、「事業実績が回復してからこれは上げるのが当然ではないですか」、それから、「賃上げは人材確保上重要ですがけれども各社の基準内賃金が指標で最賃と

は関係なく動いています」というようなことを言われております。こういった中で、私共としては航空機の特賃改正の必要性をなしと判断したというところでございます。

これに加えて、一般論としましても若年労働者不足、これ深刻になっております。必然的に初任給の上げはもたらしてきております。これらのいろんなケースがある中で最低賃金を上げたとしても、販売価格に容易に上乗せのできる企業というのは、例えば、直近に郵便料金が上がります。簡単に上げられるわけですけれども、先程も申し上げましたように航空機は特別にそういったことが容易にできない企業群になるわけです。

ですから、賃上げを先行して企業存続できるグループと販売価格に上乗せできないグループあるいは十分にできない企業は簡単には、おっしゃる通りにはできないということでございます。この企業間格差というのもバランスを少し考えていく必要があるのではないかなと考えております。

国からは、これは国会議員さんからも色々言われておりますが、中小企業の賃上げを促進するため、ガイドラインの作成、順守により大企業と中小企業間の取引適正化を徹底し、中小企業が物価上昇分や賃上げ分を十分取引先に転嫁できる仕組みづくりを進めているというようなことでメールが来たりします。

ところが、具体的な方策は全く見えていないと私共は思っています。具体的にどうするかということが見えてないということになります。肝要なのは、賃上げを先行するのではなくて、生産性向上により出た利益をみんなに分配していく賃金を上げる原資にしていくということが非常に大事ではないかと。

働き方改革は非常に重要なことでございます。こういった短い時間で効率よく働くというようなことが時代のすう勢になってきたと。時間で単純に賃金を決めるのではな

	<p>くて、他の成果というものを考えていかなければならないのでないかということ。</p> <p>それから、今までは労働集約的であったかもしれませんが。これからはデジタル化とか AI とかいろんな意味で物差しが変わってきたわけですね。そういう中で労働生産性をどうやって上げていくか、これこそ、労使の間、特に使用者側から労働者の皆さんと協力して対抗して競争力のある企業にしてかなきゃいけないということを感じている次第でございます。</p> <p>とりあえず、昨年までの決め方からすると、本年度においては改正の必要性はないのではないかと考えています。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の御意見につきまして、委員の皆様から御質問等を頂戴したいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
村上委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>使用者側委員の方いかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>その他、何か御意見、御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、水野様から御意見を頂戴する時間は、ここまでとさせていただきますと思います。ありがとうございました。</p> <p>事務局は御案内をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(参考人の退席を案内)</p>

高橋会長	<p>続きまして、事務局は次の使用者側参考人株式会社加藤製作所代表取締役の加藤隆司様の御案内をお願いします。</p>
事務局	<p>(参考人を陳述席へ案内)</p>
高橋会長	<p>それでは、参考人の方は、氏名、所属を名乗られてから10分以内で御意見をお願いいたします。</p>
参考人	<p>各務原市の株式会社加藤製作所代表取締役の加藤隆司です。よろしくお願いします。</p> <p>先程、水野さんが言ったことと同じなのですが、要は航空機、皆さん色々な新聞等で景気がいいとかどうのこの、それはやはり景気がいいのは米国の航空機企業とか欧州の航空機企業とか、要はティア1のところですね。我々はその下の国内の航空機企業から仕事をもらっているの、価格というものは決まっています別に上げてくれるわけじゃないし、円高になっても関係ないと、円安になっても別に何にも上げてくれないと。</p> <p>ただし、これから防衛産業が始まりますけれど、特にミサイル、そういったところは、またこの航空機と違っていまして、確かにミサイル関係はこれからどんどん3,000発、4,000発と出てきますけれども、我々の一般民間航空機関係は、仕事は徐々に増えてきていますけれども、物価が上がろうが世の中の諸経費が上がろうが価格は一緒ということで、中々利益が出るような企業がございません。</p> <p>現在、人手不足で人を集めるためにどうしたらいいのかということになると最低賃金ではなくて、基本給をいくらにするか、あるいは休日を何日にするか、残業時間も今の若い人たちは残業はいらん、給料はそこそこでいいというのがほとんどです。残業は絶対やりたくないという若い人が今いっぱい増えています。それも、ゆとり教育のせいだろうと思いますけれども、そういった若い人達でも、ある</p>

	<p>意味、製造業ってというのは必要にしています。そのためには基本給をぐっと上げると。だから最低賃金というのは我々にとって何にも意味がないですね。どこの企業でもそう思っています。</p> <p>何のために最低賃金を全国で、都道府県でやって、それを発表しているのかっていうのが未だにわかりません。現実的にはやはり一番大事なのは基本給。新入社員も中途採用も基本給を見て応募してくると。それでなおかつこの人入りそうだなと思えば、それ以上に出して来てもらう。それが現実的な採用、あるいは人を集めるための手段であって、それで景気が良ければ給料以外にボーナス、一時金でどっと出す。3か月、4か月出したらいいと。そういうような企業になったらいいなと私は思っていますので。</p> <p>特に特賃の最低賃金ってというのは何にも意味がないと思います、参考にもならないのではないかと。</p> <p>それともう一つあえて言うと、岐阜県しか航空機部門はないので、何の参考になるものではないなと思っていますので、できれば航空機の最賃は無くしてもらいたいなと思っています。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の御意見につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたら頂戴したいと思います。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
村上委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>特にございません。</p>

高橋会長	<p>その他何か全体でございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、加藤様から御意見を頂戴する時間は、ここまでとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>事務局はご案内をお願いします。</p>
事務局	(参考人退席を案内)
高橋会長	<p>それでは、これをもちまして参考人の方からの意見陳述を終了いたします。</p> <p>航空機の意見聴取につきましては、労使双方から提出されました意見書に加えて、参考人による意見陳述を行っていただいたところでございますが、労使双方の皆様にご修正決定の必要性についての最終的な御意見をお伺いしたいと思っております。</p>
川本委員	<p>では、使用者側からお話しさせていただきます。</p> <p>最終決定を保留にしておりましたが、使用者側の代表企業の皆さんの御意見、今述べさせていただいたとおりでございます。私委員としても、その意見に賛同するところが大きいという立場でございます。</p> <p>一方で労側の御意見も伺いましたし、その中で金額議論だけではない生産的な労使の共通課題に対する議論というのは、どうしてもこれから必要となってくるという思いもありますので、いただいた御意見も参考にしながら再考させていただきたいと思っております。</p> <p>再考させていただくにあたって、先にこの場を利用して恐縮ですが、村上委員に質問をさせていただきたいと思っております。テーブルに着くとなると、いつものとおりですと、すぐに金額交渉という感じになってくるわけでございますけれども、テーブルに着かせていただく場合は、これまで使側から申し述べさせていただいた状況を踏まえた意向をしっかりと受け止めていただいた金額審議、</p>

	<p>それに御賛同いただけるかということについて、一言コメントをいただけないかなと。それを参考にさせていただければありがたいなと思っております。</p>
高橋会長	<p>では、労働者側委員の方いかがでしょうか。</p>
村上委員	<p>ではまず、使側からいただいた御意見についてお答えをしたいと思います。</p> <p>今、意見陳述をお伺いさせていただきました。その上で使側の置かれている状況、各社の状況、川本委員からございました意見も十分に考慮させていただいた上で、労使で協議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>先程、金額云々の話も少しございましたが、どうしてもこの特賃となりますと、金額がちょっと独り歩きするところもございますが、決してそれだけではないと私も思っております。労使で航空機産業の置かれている状況であったり、今後の未来であったり、そんなところをしっかりと議論する場が必要だろうと思っておりますので、その点も含めて判断をいただければと思います。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使側の委員の方どうされますか。</p>
川本委員	<p>それでは、御意見承ってありがとうございました。再考するにあたって、恐縮ですが、若干お時間をいただくために休会を申し出たいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
高橋会長	<p>ただ今、使用者側委員の方から、一旦休会をして検討の時間を取りたいとの御提案がございました。労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>同意いたします。</p>
高橋会長	<p>それでは休会をするということで合意が成立いたしましたので、休会時間は目安といたしましては 10 分程度と</p>

	させていただきますがよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
高橋会長	それでは一旦休会とさせていただきます。
(一旦休会)	
高橋会長	それでは、再開させていただきます。 改めまして、労使双方の委員の皆様から改正決定の必要性について最終的な御意見を頂戴したいと思います。 まず、労働者側委員いかがでしょうか。
村上委員	先程、述べさせていただいた内容が最終だと思っておりますので、是非いい判断をいただければと思います。 よろしく申し上げます。
高橋会長	ありがとうございました。 使用者側委員いかがでしょうか。
川本委員	まず、会長さん含めて私共の再検討のために休会の時間をいただきまして誠にありがとうございました。御迷惑をおかけいたしました。 再検討させていただきました。当初改正決定の必要性なしということで回答させていただいておりましたが、先程、村上委員からも使側の状況も踏まえた金額審議をしていただけるという御回答もいただきましたので、今年については、改正決定の必要性ありとしてテーブルに着かせていただこうかなと思っております。よろしく申し上げます。
高橋会長	ありがとうございました。 ただ今、労使双方から改正決定の必要性に関する最終意見を頂戴したところでございますが、労働者側委員からは

	<p>改正決定の必要性あり、使用者側委員につきましても改正決定の必要性ありとの御意見でございました。全会一致で必要性ありということになりました。</p> <p>したがいまして、航空機については、改正の必要性ありとの結論とさせていただきます。</p> <p>それでは、「自動車」及び「航空機」につきましては、「改正決定の必要性あり」、「電機」につきましては、「改正決定の必要性なし」ということで答申させていただきます。</p> <p>事務局で答申案の準備をお願いいたします。</p>
事務局	(答申案を配布)
高橋会長	事務局で答申案を読み上げてください。
安藤室長補佐	(朗読)
高橋会長	ありがとうございました。 この答申案でよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
高橋会長	では、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を準備してください。
(高橋会長、千葉労働局長、会場中央へ移動)	
高橋会長	答申します。 (労働局長に答申文を手渡す)
千葉局長	ありがとうございました。 それでは、引き続きまして諮問の方をさせていただきます。 ただ今答申を承りまして、それに基づきまして今から

	<p>読み上げさせていただきたいと思います。</p> <p>(諮問文の朗読)</p> <p>(諮問文を会長に手渡す)</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
高橋会長	承知しました。
事務局	(諮問文の写しを配布)
高橋会長	<p>ただ今、局長から特定最低賃金の改正決定についての諮問を受けましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、専門部会を設置して調査審議を行うことといたします。</p> <p>なお、特定最低賃金の改正決定に係る審議会の議決につきましては、「令和 6 年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針」により、全会一致の場合には、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づき、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」ことにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議題 4 「特定最低賃金専門部会の議事公開について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>特賃専門部会の議事公開については、資料No.12 (37 ページ)「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程 (案)」に基づき公開範囲を決めており、昨年度から、公労使三者が集まって議論を行う場については、傍聴人を入れ議事を公開しているところですが、公労・公使の二者</p>

	<p>協議に関しては、「公開が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとの部会長判断により非公開としています。</p> <p>また、議事録については、公労使三者が集まって議論を行う場については、ホームページ掲載により公開しております。</p> <p>今年度も自動車並びに航空機に係る専門部会を設置し、最賃改正の審議をしていただくこととなりましたので、議事並びに議事録の公開の範囲について審議させていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、今年度の県最賃専門部会の議事公開については、7月1日の第481回審議会において、公労・公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う場については、傍聴人を入れ議事を公開し、議事録についても公労使三者が集まって議論を行う場については、ホームページ掲載により公開することを決議し、同決議に基づく公開範囲により会議が開催されております。</p> <p>以上となります。</p>
高橋会長	<p>それでは、ただ今、事務局から説明のありました、今年度の特賃専門部会の議事並びに議事録の公開の範囲につきまして、御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>異議ございません。</p>
高橋会長	<p>労使双方から、昨年度と同様に公労・公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う場につきましては、傍聴人を入れ議事を公開し、議事録についても公労使三者</p>

	<p>が集まって議論を行う場については、ホームページ掲載により公開するとの御意見に御賛同いただきましたので、そのようにまとめとさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、本件につきましては、改めて専門部会において決定していただくこととなります。</p> <p>労使双方の委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
各側委員	異議なし。
高橋会長	<p>では、改めまして専門部会でよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議題5「その他」でございます。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p>
平野賃金室長	<p>特に予定している議題はありませんが、連絡事項があります。</p> <p>本日、特定最低賃金の専門部会の設置が決定されましたので、明日、委員の推薦公示と意見書提出の公示を行います。期限は、いずれも9月4日（水）としますのでよろしくお願ひします。</p> <p>また、「電機」は、改正の必要性ありとの結論に達し得なかったことから、7月1日の第481回審議会で決定しました開催日程の10月8日の第2回電気、それから、10月18日の第3回電機の各専門部会は開催されませんので、御了承ください。</p> <p>最後に岐阜県最低賃金の改正に向けた今後の日程について説明いたします。本日、「8月5日付け答申のとおり岐阜県最低賃金を改正決定することが適当である。」との答申をいただきましたので、8月30日に官報公示、10月1日に改正発効ということで手続きを進めます。</p> <p>以上となります。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に各側の委員の方から何かありましたら</p>

	<p>御意見を頂戴したいと思います。 労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>最後に当県における特定産業別最低賃金の議事運営について繰り返しになりますが、御発言させていただきたいと思います。</p> <p>先程、使側の方から電機の特定最賃における金額改正審議の時間についての発言がありましたが、特定最賃は公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完、代替の機能を持っております。現在岐阜県の特定最賃であります3業種とも、我が国における主要産業であり、岐阜県においても同様であると認識をしております。</p> <p>つきましては金額改正にあたりまして、それぞれの関係労使が産業の現状と今後の発展について十分な審議時間を確保できるような議事運営を改めて要望させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。 それでは、使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>改正決定の審議方法、スケジュール等については、まず、他県の方法等について、お手数ですが事務局の方で調査していただいて、その上で検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先程も御意見頂戴いたしました。次年度につきましては、どのような審議の進め方が良いのかということにつきましては、まず一旦事務局で御検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の審議会はこれをもって閉会といたします。</p>

	<p>次回の審議会は、10月22日（火）午前10時から、この会場で開催を予定しているところでございます。</p> <p>ありがとうございました。お疲れ様でございます。</p>
--	---